

寒河江市消防団協力事業所表示制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の消防防災力の一層の充実強化を図るため、寒河江市消防団（以下「消防団」という。）に積極的に協力している事業所又はその他の団体に対して、寒河江市消防団協力事業所（以下「消防団協力事業所」という。）としての認定及び表示証を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所又はその他の団体（消防法令に違反している事業所又はその他の団体は除く。）をいう。
- (2) 消防団協力事業所 消防団の活動に積極的に協力していることについて、市長の認定を受けた事業所等をいう。
- (3) 消防団協力事業所表示証 消防団協力事業所に対して、交付した表示証をいう。
- (4) 消防団長等 寒河江市消防団長のほか、地域の団体の代表者などの消防団活動を支援する者をいう。

(認定申請及び推薦)

第3条 消防団協力事業所としての認定を受けようとする事業所等は、市長に対して、寒河江市消防団協力事業所表示申請書（様式第1号）により申請を行うものとする。

- 2 消防団長等は、市長に対して、寒河江市消防団協力事業所表示推薦書（様式第2号。以下「推薦書」という。）により、事業所等を消防団協力事業所に、推薦することができる。
- 3 市長は、前項の規定による推薦書の提出があつたときは、当該推薦事業所等に対して、消防団協力事業所への希望の有無を確認するものとする。

(認定基準)

第4条 市長は、前条に規定する申請について、次の各号のいずれかに掲げる基準に適合していると認めるときは、事業所等を消防団協力事業所として認定することができる。

- (1) 寒河江市消防団員（以下「消防団員」という。）が3名以上勤務している事業所等
- (2) 消防団員が1名以上勤務し、かつ、当該事業所等の就業規則等により積極的に消防団員が活動しやすい環境づくりに努めている事業所等
- (3) 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所等
- (4) その他消防団の活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に優良と認める事業所等

(審査)

第5条 市長は、第3条第1項の規定による申請を行った事業所等又は同条第3項に規定する消防団協力事業所の希望を有する事業所等（以下「申請事業所等」という。）について、前条に規定する認定基準により審査を行うものとする。

(認定及び表示証の交付)

第6条 市長は、審査の結果、申請事業所等を消防団協力事業所とする認定を行ったときは、当該申請事業所等に消防団協力事業所表示証（様式第3号。以下「表示証」という。）を交付するものとする。

- 2 消防団協力事業所が他の市町村にある場合は、他の市町村と協議の上、他の市町村長と連名で、表示証を交付することができるものとする。
- 3 表示証の交付は、10月と3月の年2回行うこととする。ただし、前項の規定により他市町村長と連名で表示証を交付する場合を除く。

(表示証の使用)

第7条 消防団協力事業所として表示証の交付を受けた事業所等は、表示証をパンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行う映像その他の広告に使用することができるものとする。

- 2 前項の規定により使用できる表示証は、様式第3号に規定する表示証のほか、同様式の寸法を同率に拡大又は縮小したものとする。

(表示証交付整理簿の備え付け)

第8条 市長は、表示証の交付に際して、寒河江市消防団協力事業所表示証交付整理簿（様式第4号）を備え付け、表示証の交付に関する事業所の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(認定期間)

第9条 消防団協力事業所の認定期間（以下「認定期間」という。）は、原則として、認定の日から2年間又は第10条の規定による認定の取消の日までとする。ただし、消防団協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証（以下「総務省消防庁表示証」という。）の交付を受けた場合は、総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年間とする。

- 2 市長は、認定期間を経過する日までに協力事項の現状及び認定の継続の意思を消防団協力事業所に確認した上で、認定期間を更新できるものとする。
- 3 消防団協力事業所としての認定期間が満了した事業所等については、第7条に規定する表示証の使用を行うことができない。

(認定の取消し)

第10条 市長は、消防団協力事業所が事業を廃止又は休止したとき、第4条に規定する基準を満たさないこととなったとき、偽りその他不正な手段により表示証の交付を受けたとき、又はその他消防団協力事業所として適当でないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。この場合において、市長は、当該事業所等に対し、当該認定を取消した理由を寒河江市消防団協力事業所表示認定取消し通知書（様式第5号）により通知するものとする。

2 前項の規定により消防団協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、表示証を市長へ返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第11条 市長は、消防団協力事業所の名称、消防団への協力内容、その他の事項について、広報誌等により公表するものとする。

(所掌)

第12条 この要綱に関する事務は、総務課防災係において所掌する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年 2月23日から施行する。